

平成29年5月29日

第5回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室

2. 開会日時 平成29年5月29日(月) 午後2時00分

3. 出席委員 15名

4. 欠席委員 1名

5. 出席職員 事務局次長他1名

6. 議 案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

7. その他

開会宣言	国広次長
	<p>只今より平成 29 年第 5 回農業委員会総会を開催します。本日は 10 番山口委員さんから欠席と連絡がありましたのでお知らせをしておきます。</p>
	市川会長
開会挨拶	<p>本日は第 5 回総会です。議案は第 4 号までです。慎重な審議をお願いします。</p>
	市川会長
議事録署名	<p>本日の議事録署名人は 7 番谷脇委員、8 番藤田委員を指名します。</p>
	<p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p>
議案説明	国広次長
	<p>議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 5 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>
	<p style="text-align: center;">記</p>
	(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○
	<p style="text-align: center;">氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件</p>
	(2)申請受理面積 畑 839 m <sup>2</sup> 田 925 m <sup>2</sup> 合計 1,764 m <sup>2</sup>
	番号 1 申請人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	<p>土地の所在地 須崎市浦ノ内出見字細串 9 番</p>
	<p>土地の表示 地目 畑 面積 690 m<sup>2</sup></p>
	<p>土地の所在地 須崎市浦ノ内出見字宮ノ西 32 番</p>
	<p>土地の表示 地目 田 面積 509 m<sup>2</sup></p>
	<p>土地の所在地 須崎市浦ノ内出見字宮ノ西 34 番 1</p>
	<p>土地の表示 地目 田 面積 416 m<sup>2</sup></p>
	<p>事由 申請地は昭和 60 年月日不詳頃よりゴカイ養殖施設として使用している。</p>
	<p style="text-align: center;">確認委員 森田 直子</p>
	番号 2 申請人 ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	<p>土地の所在地 須崎市大谷字宮ノ西 1166 番</p>
	<p>土地の表示 地目 畑 面積 149 m<sup>2</sup></p>
	<p>事由 申請地は平成 8 年月日不詳頃より宅地になっている。</p>
	<p style="text-align: center;">確認委員 森光 博</p>
委員説明	<p>1 番 森田委員  確認に行きましたが確かにゴカイ養殖施設になっています。</p> <p>5 番森光委員  現地は宅地になっています。</p>

審 議	市川会長
意 見	この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。
採 決	14 番 中平委員 議案第 1 号ですが、原案承認したいと思います。
議案説明	市川会長 原案承認ということですが、これにご異議ございませんか。 「異議なし」多数。 異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。
	国広次長 第 2 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 5 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 <p style="text-align: center;">記</p> 申請者 住所 ○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 1 件 申請受理面積 田 535 m <sup>2</sup> 合計 535 m <sup>2</sup> 番号 1 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市多ノ郷字正ノ岡甲 939 番 2 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 193 m <sup>2</sup> 事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○ 番号 2 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市神田字和田ノ前 153 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 342 m <sup>2</sup> 事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○ 以上です。
補足説明	盛光主幹 引き続きまして、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせまして順番に確認していきます。 1 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。

	<p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。  第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸(てんがし)にも該当しません。  第7号地域調和ですが、権利取得後は柿を作る予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>2番、第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。  第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。  第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸(てんがし)にも該当しません。  第7号地域調和ですが、権利取得後も引き続き水稻耕作予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
委員説明	13番市川(孝)委員
	<p>1番は、親戚関係でこちらへ帰ってくるようなこともないということなので問題ないです。</p> <p>3番中西委員</p> <p>2番の件ですが、ここは前から稲を作っていて今後も稲を作っていくと思うので問題はありません。</p>
審議	市川会長
	<p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見ををお願いします。</p>
意見	5番 森光委員
	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を言わせていただきます。申請者の住所氏名は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇他1件でございますが、別に問題もないということですので、許可を与えたいと思います。</p>
採決	市川会長
	<p>別に問題ないということで、許可をとということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議については許可を与えるということに決定します。</p>
議案説明	<p>国広次長</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の審議について。農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成29年5月29日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>(2)申請受理面積 田 731 m<sup>2</sup>の内 15 m<sup>2</sup> 計 731 m<sup>2</sup>の内 15 m<sup>2</sup> 番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市押岡字大根 1355 番 1 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 731 m<sup>2</sup>の内 15 m<sup>2</sup> 種別 2 事由 墓地</p> <p>隣接農地は同意書有りで位置図と利用計画図は添付のとおりです。 以上です。</p>
補足説明	<p>盛光主幹</p> <p>補足説明を致します。農地の区分と転用の目的ですが、申請地は押岡地区押岡上集落にあり、農振農用地ではありません。また周辺に駅等もなく、農地の区分つきましては甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、第2種農地と判断されると考えます。転用の目的は、山中にある納骨堂を移設するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的については問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、納骨堂設置費○○○万円を自己資金にての建設計画です。問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、確実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが、墓地埋葬法による許可申請済であり、問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、納骨堂の所要面積 15 m<sup>2</sup>は墓地建築に必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自己所有地への自然浸透としており、周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
委員説明	<p>16 番市川（雅）委員</p> <p>特に問題ありません。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>8 番藤田委員</p> <p>議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと思います。○○○○さん 1 件でございますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題もありませんので、至当の意見を付け進達を諮りたいと思います。</p>
採 決	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないから至当の意見を付けて進達をと言う事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>

<p>議案説明</p>	<p style="text-align: center;">「異議なし」多数。</p> <p>ご異議ないようでございますので議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定致します。</p> <p>国広次長</p> <p>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 5 月 29 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○  氏名及び件数 ○○○○ 1 件</p> <p>(2) 申請受理面積 田 1,034 m<sup>2</sup>の内 198 m<sup>2</sup> 計 1,034 m<sup>2</sup>の内 198 m<sup>2</sup>  番号 1 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○  譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○  土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字イチラク 3462 番 8  土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 1034 m<sup>2</sup>の内 198 m<sup>2</sup>  種別 2 事由 自己住宅</p> <p>隣接農地は譲渡人のみで位置図と利用計画図は添付のとおりです。  以上です。</p>
<p>補足説明</p>	<p>補足説明を致します。農地の区分と転用の目的ですが、申請地は浦ノ内地区大島集落にあり、農振農用地ではありません。周辺に駅等もなく、農地の区分つきましては甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、第 2 種農地と判断されるところと考えます。転用の目的は、自己住宅を建設するもので、他に代替えすべき土地はなく、農地の区分と転用目的については問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、建設費○○○万円を住宅ローン会社より融資を受けての工事計画です。問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は平成 29 年 8 月 1 日より平成 29 年 11 月 30 日となっており確実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込ですが、県道 23 号線に対し、道路法による各種許可申請済みであり問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、転用面積は 198 m<sup>2</sup>で、建築面積 64 m<sup>2</sup>の 2 階建て住宅建築計画であり、利用計画等により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自然浸透および排水管にて県道側溝へ排水し家庭排水については浄化槽を經由し県道側溝へ放流するもので周辺農地の同意もえており支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員意見</p>	<p>8 番堅田委員</p> <p>別に問題はありません。</p>
<p>審 議</p>	<p>市川会長</p>

<p>意見</p> <p>採決</p>	<p>この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>14 番 中平委員</p> <p>議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、意見を言わせていただきます。今回は〇〇〇〇さん 1 件ですが、先ほど十分審議を致したところ、別に問題もないということでございますので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別に問題ないということで、至当の意見を付け進達をとということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮る事と決定します。</p> <p>市川会長</p> <p>議案は以上でございますが、その他で何かございませんか なければ、本日はこれで終了いたします。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2 時 3 5 分</p>
---------------------	---



